

日本教育工学会倫理綱領

(前文)

本会会員は、教育工学に関する学術的研究調査の情報の交換を行い、この活動を通して社会の健全な発展に貢献することを使命とし、この使命を果たすために以下に定める倫理綱領を遵守することを誓う。

会員は、教育工学に関する学術的研究調査やその実践に携わる科学者として職務を遂行するにあたって、社会に与える影響を認識すると共に、自らの良心と良識に従う行動が、教育工学に関する学術研究の発展にとって不可欠であることを自覚し、社会からの信頼と尊敬を得るために、この綱領の理念を意思決定と具体的行動に活かすように努めなければならない。

(綱領)

1. 社会的責任

会員は、教育工学に関する専門的知識と良識に対する社会の信頼の上に学術的調査研究やその実践が成り立つことを認識し、社会が真に必要とする専門的知識を身につけるように努め、社会への影響に対する責任を自覚する。

2. 自己研鑽

会員は、教育工学に関する専門的知識と人格の向上に継続的に努める。自らの専門的知識を、より良い社会の実現に最大限に活用し、科学者としての品位、信頼及び尊敬を維持向上させることに努める。

3. 公正な活動

会員は、職務、学術的調査研究の過程において、真実に基づき、公正であることを重視し、誠実に行動する。研究・調査データは厳正に取扱い、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、加担しない。また、特定の権威・組織・利益によらない中立的・客観的な立場に立つ。

4. 法令及び他の倫理規範の遵守

会員は、職務及び学術的調査研究の遂行に際して、法令及び関係規則、自らが所属する機関等の倫理規範を遵守するとともに、自らの行動に対して倫理的責任を持つ。

5. 守秘義務

会員は、職務上及び学術的調査研究上知り得た情報の機密保持の義務を負う。

6. 情報・成果の開示

会員は、関与する学術的調査研究が社会に及ぼす影響を予測評価し、公の秩序、善良の風俗を損なう可能性がある場合には、中立性、客観性を保ち、自己の良心と信念に従って得られた情報ならびに生み出した成果を積極的に開示する。

7. 差別の排除

会員は、国際社会における文化の多様性に配慮し、人種、性、年齢、地位、所属、思想・宗教などによって個人を差別せず、個人の人権と人格を尊重する。また、個人の自由を尊重し、公平性を確保する。

8. 相互協力

会員は、研究上の批判には謙虚に耳を傾け、自己及び組織の利益を優先することなく、専門家としての良心に基づいて討論するとともに、他者の研究成果などの業績を正当に評価し、知的財産権を侵害せず、情報の不正使用を行わない。また、複数の研究者による成果は、貢献した者の権利を尊重する。

9. 研究対象、研究協力者などの保護

会員は、研究対象を含む研究協力者の人権、人格を尊重し、安全、個人情報の保護等に配慮する。研究成果は、個人情報保護のために必要な処置を講じた上で公表する。

10. 教育と啓発

会員は、次世代の教育工学実践者、研究者を育成する責任を認識し、自己の専門的知識と経験を生かして、指導・教育に努める。また得られた研究成果を、講演、論文などを通じて公開に努め、人々の啓発活動に貢献する。

11. 利益相反への対応

会員は、自らの職務及び学術的調査研究において利益相反による諸弊害が生じないように十分に注意し、利益相反がある場合には、その情報を開示するなど、適切に対応する。

付則 日本教育工学会倫理綱領は 2015 年 9 月 22 日より施行する。